

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

那覇市長 城間 幹子

1 入札に付する事項

(1) 工事名	銘苺市営住宅耐震改修工事
(2) 契約番号	工事第11号
(3) 業種	建築工事業
(4) 場所	那覇市字銘苺213番地
(5) 工期	令和5年3月27日まで
(6) 落札方式	総合評価落札方式
(7) 概要	
① 目的	市営住宅施設建築物の耐震性の不足を解消する。
② 規模等	地上10階建て
③ 構造形式	鉄骨鉄筋コンクリート造
④ 工種	建築一式工事
⑤ 主要資材	鉄筋、コンクリート
(8) 予定価格	39,700,000円(消費税抜き)
(9) 低入札価格調査制度対象案件	<ul style="list-style-type: none">・本案件は、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定している。・低入札調査基準価格及び失格基準価格の設定方法は、入札公告等ファイル「要綱等」中の「那覇市建設工事に係る低入札価格調査制度要綱」を参照。・低入札調査基準価格未満の額で入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならず、また、失格基準価格未満の額で入札を行った者は、失格となる。・低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者に対し、那覇市建設工事に係る低入札価格調査制度要綱第6条による調査を行うことがあり、調査の結果を踏まえ、落札候補者を決定する。・低入札調査基準価格及び失格基準価格は、開札後公表(ただし、入札が不調又は不落となった場合は公表しないことがある。)
(10) 債務負担行為	非該当
(11) 適用する労務単価	令和4年3月労務単価
(12) 本工事に係る設計業務等の受注者	株式会社 ケイ・ツー設計

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

(3)	開札日において建築の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。 (下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に建築工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、建築工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	令和3・4年度の建築の格付が、B等級(ランク)又はC等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「令和3・4年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>

(11)	<p>原則として、上記1-(12)に表示する設計業務等の受注者(受注者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (ア)子会社等と親会社等の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。 (ア)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
(12)	<p>①現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。</p> <p>②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 ・二級建築士 ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(「建築」に限る) <p>ア 主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。</p> <p>イ 下請契約金額の合計額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>③ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。</p> <p>④ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。</p>
(13)	<p>開札日において建築工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。</p> <p>※下請契約金額の合計が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業の許可を受けていること。</p>
(14)	<p>那覇市に本店が有る者であること。</p>
(15)	<p>入札日において電子入札登録業者であること。</p>

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

<p>(1) 開札日前30日以内に、那覇市法制契約課又は那覇市上下水道局総務課発注(以下「那覇市発注」という。)の工事を落札した場合は、本案件を落札することはできない。</p> <p>(2) 複数の工事案件で落札候補者等(落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のものをいう。)になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)。再度入札が実施される場合の落札制限にかかる開札時間は、当初に予定されていた開札時間とみなす。</p> <p>ただし、本案件が落札決定するまでに落札決定された他の案件は、本案件より優先して落札される。その落札決定者が本案件の落札候補者等である場合、本案件の落札候補者等である資格を失うこととする。</p> <p>(3) 那覇市発注の同業種手持ち工事がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事(土木工事及び建築工事を除く。)の初年度以外の工事については、この限りでない。</p> <p>(4) 同一現場の工事での落札は1件のみとする。〔本案件と同一現場の那覇市発注の手持ち工事(1件の工事で4箇所以上の隣接しない現場を有するものを除く。)]がある場合は、本案件を落札することはできない。〕 ※「同一現場」については入札公告等ファイル3「要綱等」の「よくある質問等-落札制限に関する事」を参照。</p> <p>注) 上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち工事(落札案件)には含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 随意契約の方法により契約を締結したもの イ 予定価格が200万円未満の工事 ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている工事

- (5) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- (6) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

設計図書等閲覧方法	設計図書等は、入札情報公開システム上で公表する。 閲覧に必要なパスワードは電子入札システムの調達案件概要の[条件2]欄に掲載しています。入札公告等ファイルに掲載の「パスワードの確認方法」を参照のうえ設計図書をダウンロードすること。
閲覧期間	閲覧期間：令和4年9月27日(火) 午前 10時 ～ 令和4年10月3日(月) 午後 5時 ※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当まで連絡すること。 ●連絡先：法制契約課 井上 恵 TEL:951-3253
質問期間及び方法	質問期間：令和4年9月30日(金) 午前 9時 ～ 令和4年10月5日(水) 午後 5時 「質問書」「数量質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ※ 「質問書」「数量質問書」は 発注図書ファイルよりダウンロードすること。 ●提出先：市営住宅課 福智院 将 FAX: 951-3243
回答及び方法	回答：令和4年10月7日(金) 午後 5時までに掲載する。 ※ 「質問及び回答」は、質問に対する回答が整い次第、入札情報公開システムの発注図書ファイルにその都度掲載する。

5 入札の方法

入札方法	電子入札システムにより入札 (操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照)
入札時の添付書類	工事費内訳書及び評価基準表 「工事内訳書及び評価基準表」は、シートが2つのエクセルブックです。 工事内訳書 には内訳金額等の記載、 評価基準表 には得点欄に自己採点による点数を記載し、電子入札システムの入札書を提出する画面で「工事費内訳書及び評価基準表」エクセルブックを添付すること。(PDF形式も可) 評価基準表の自己採点がされていない項目は0点とする。 評価基準表の提出が無かった者の入札は無効とする。 工事費内訳書及び評価基準表提出後の書類の差替え・追加・修正は受け付けない。 ※工事費内訳書及び評価基準表の様式は発注図書ファイルから「工事費内訳書及び評価基準表」をダウンロードすること。 ※シートの追加や削除など、必要事項の記載以外は行わないこと。 ※PDF形式で添付する時は、工事費内訳書を先頭ページとする、ページ構成で作成し添付すること。 ※操作誤り等で、工事費内訳書及び評価基準表の添付が出来なかった時は、入札期間締切日の午後2時まで、法制契約課に連絡をし、指示された方法で入札期間締切日の午後5時まで提出すること。 ※評価基準表の自己採点について、確認資料提出後の那覇市による審査において、自己採点に誤りがあった場合、その項目について下方修正のみを行う。
入札期間	令和4年10月12日(水) 午前 9時 ～ 令和4年10月13日(木) 午後 2時 ※ 上記期間内に電子入札システムにより入札。(土日、祝日を除く。)
その他注意事項	入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。 ※ 電子入札の利用登録者が、やむを得ない理由により紙入札で参加をする場合には、上記入札期間締切日の午後2時まで法制契約課に電話連絡の上、同日午後5時までに(土日、祝日を除く)、「紙入札参加承認願」を提出し、承認を得なければならない。

6 入札書等の不受理・無効

那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条及び那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)実施要領第10、13条参照。

入札時に、失効したICカード(実際の代表者、商号が異なるもの)で行った入札は、入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。

市指定様式以外の工事費内訳書及び本案件指定様式以外の評価基準表を添付した入札は無効となる。

7 開札及び落札の保留

開札日時	令和4年10月14日(金) 午前 10時00分
開札場所	那覇市役所本庁 5階 入札室
落札の保留	開札後に総合評価の技術審査及び入札参加資格審査を行うため、落札決定を保留する。

8 低入札価格調査制度に基づく資料の提出及び事情聴取等の実施

低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者のうち指定された者(※総合評価の自己評価に基づく評価値等を次の判断基準を踏まえ発注者が判断する)は、資料の提出及び事情聴取等による調査に応じること。

資料の提出(事情聴取等を含む)を辞退する場合は、「資料提出辞退届」を提出すること。

※次に掲げる事項を判断基準とする。

①自己評価に基づく評価値が高い者から仮順位をつける。

②低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札した者のうち、予定価格以下かつ低入札調査基準価格以上の額で入札した者で最上位の仮順位の者より、上位の仮順位に該当するもの

資料提出依頼	おおむね開札日又は開札日翌日(土日、祝日を除く。)までに対象業者あてに通知及びメール送付又は電話連絡する。
提出期限	資料提出依頼日の3日後(土日、祝日を除く。)の午後5時まで
提出方法	法制契約課まで直接持参すること
提出資料	発注図書ファイルの「追加資料様式」、「直近過去2年分の決算書」、「取引金融機関、保証会社等への照会のための同意書」 ※「追加資料様式」及び「取引金融機関、保証会社等への照会のための同意書」については開札日までしかダウンロードできないため開札日の翌日以降はホームページよりダウンロードすること。
事情聴取について	<ul style="list-style-type: none"> 事情聴取日時は、資料提出依頼時に通知する。 事情聴取には、配置技術予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること。 事情聴取当日に、無断又は特段の事情がないにもかかわらず欠席した場合は失格となる。
事情聴取場所	那覇市役所 5階入札室 予定
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提出期限までに資料を提出しない者については、辞退したものとみなす。 提出された資料等の訂正及び差替えは、認めない。 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな場合は資料提出がなかったものとみなす。 提出された資料は返却しないものとする。 資料作成に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

9 総合評価に係る確認資料等

<p>確認資料の提出について</p>	<p>入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者から3者を、確認資料提出者という。(※本公告の10総合評価及び落札候補者の決定 参照)</p> <p>確認資料提出者は、提出期限までに確認資料を、提出すること。 提出期限までに確認資料の提出の無かった者の入札は無効とする。 確認資料提出後の書類の差替え・追加・修正は受け付けない。</p> <p>確認資料提出者への連絡は、開札日の午後5時までにEメールで行う。 下記アドレスからのEメールを受信できるようにしておくこと。 那覇市法制契約課Eメールアドレス:S-HOUSEI001@city.naha.lg.jp</p> <p>PCやインターネットの不具合等でEメールの受信ができない場合は、開札日の午後5時までにその旨を法制契約課に連絡すること。</p> <p>確認資料提出後の那覇市審査により、評価値上位3者全員が、評価値4位の者の評価値以下となった場合は、順位変更後の上位3者に確認資料の提出を求めます。</p>
<p>提出書類 (発注図書ファイルに掲載された様式を使用すること)</p>	<p>① 確認資料等提出書 ② 様式1 「企業の施工実績確認書」 ③ 様式2 「企業の工事成績確認書」 ④ 様式3 「優秀(良)工事表彰確認書」 ⑤ 様式4 「配置予定技術者の施工実績確認書」 ⑥ 様式5 「地域貢献活動及びISO等認証取得確認書」 ⑦ 様式6 「那覇市での本店所在期間確認書」 ⑧ 様式7 「若手又は女性技術者の配置確認書」</p> <p>※上記①～⑦に係る証明書類を含む。 ※発注図書ファイル「総合評価に係る確認資料等」の様式を使用すること。</p>
<p>提出期限等</p>	<p>提出期限 確認資料提出者に連絡のあった日を1日目とし、3日目の午後5時までに提出すること。 提出方法 持参 提出場所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 本庁5階 法制契約課</p>

10 総合評価及び落札候補者の決定

<p>本工事の総合評価は、企業の技術力等と価格を総合的に評価し、かつ入札参加資格審査の事後審査により、落札者を決定する。</p> <p>入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべきものが次のいずれかに該当するときは、その者を落札候補者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高いものを落札候補者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格未満の額で入札したとき ・低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札があった場合において、調査の結果、不適格と判定されたとき ・その者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適格と認められるとき <p>同評価値の者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。 なお、落札候補者が、入札参加資格の事後審査において不適格となった場合は、その者を除き、評価値の最も高い者を落札候補者とする。</p> <p>評価項目は、①企業の施工能力、②配置予定技術者の能力、③地域貢献、④その他とする。 ※発注図書ファイル「評価基準表」を参照。</p> <p>評価方法(評価値の算出)については下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価点 = 標準点(100点)+加算点 ● 評価値 = 評価点 / 入札価格 (単位:千万円) <p>※「那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)実施要領」を参照。</p>	
<p>評価値公表予定日</p>	<p>令和4年10月31日(月) 頃</p>

11 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者となった場合には、電話及び電子入札システムで通知する。
提出期限	落札候補者決定日の翌日(土日、祝日を除く)正午
提出方法	電子入札システムで提出又は法制契約課まで持参すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書
	(2) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し
	(3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し
	(4) 配置予定技術者
	(5) 配置予定技術者の手持工事の状況
	(6) 企業の手持工事の状況
	(7) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書
	(8) 一般建設業の下請けに関する誓約書(特定建設業許可を受けていない業者のみ)
※「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出し、(8)については、指定された場合に提出するものとする。	

12 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

落札候補者に対する入札参加資格の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 **令和4年11月4日(金) 頃**

※心得 第9、10、11、12条参照。

13 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用する。那覇市契約規則第42条第3項の規定回数の範囲内。

14 総合評価に関する誓約書の提出に関する事項

落札者は、契約締結前までに、「総合評価に関する誓約書」を法制契約課へ提出しなければならない。(議会の同意を得る必要のある案件の場合は、仮契約締結前までに提出しなければならない。)

※様式に関しては、発注図書ファイル「総合評価に関する誓約書」を参照。

15 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を法制契約課へ提出しなければならない。

16 低入札調査基準価格未満の額で入札した者と契約する場合の措置

施工体制台帳を提出すること。必要に応じてその内容について事情聴取を行うことがある。
施工に当たって監督・検査業務を強化する。
監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等以上の資格を有する技術者を専任で1名現場に配置させること。なお、当該技術者に係る氏名その他必要な事項について、低入札価格調査制度に基づく資料にて報告し、資格要件を証明する資料を添付すること。

17 その他

那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口)
<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/densinyusatu.html>

入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。

電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照、もしくは、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。

紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記載されていない場合には、くじ番号は「001」とする。

提出された関係書類は返却しない。

非落札者は、所定の手続により非落札理由の説明を求めることができる。
那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)実施要領第16条参照。

公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。
<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/koujinyuusat/keiyaku/koukoku.html>

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

18 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること
那覇市役所 総務部 法制契約課 担当者:井上 恵
TEL: 951-3253 FAX: 894-8974

設計図書の内容に関すること
那覇市役所 まちなみ共創部 市営住宅課 担当者:福智院 将
TEL: 951-3262 FAX: 951-3243

電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること
電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 午前9:00-正午 午後1:00-午後5:30)
E-mail :sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com